

# 第六次国有林野施業実施計画書

## 第二次変更計画

(尾張西三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 6 年 3 月

第二次変更 令和 7 年 3 月

林野庁中部森林管理局

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| I 変更事由 .....     | 1 |
| ・ 治山に関する事項について   |   |
| II 変更事項          |   |
| 4 治山に関する事項 ..... | 2 |

## 尾張西三河森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

#### ・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設の整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

## II 変更事項

### 4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

| 位 置                      | 区 分            | 工 種   | 計 画 量 |
|--------------------------|----------------|-------|-------|
| 小原 1、小原 5、品野 5、犬山 4、犬山 6 | 保 全 施 設        | 溪 間 工 | 5     |
| 犬山 4                     | 保 全 施 設        | 山 腹 工 | 1     |
| 品野 2                     | 保 全 施 設        | そ の 他 | 1     |
| 尾張西三河森林計画区管内の保安林区域内      | 保 安 林<br>の 整 備 | そ の 他 | 98.24 |
| 合 計                      | 保 全 施 設        | 溪 間 工 | 5     |
|                          |                | 山 腹 工 | 1     |
|                          |                | そ の 他 | 1     |
|                          | 保 安 林<br>の 整 備 | そ の 他 | 98.24 |

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。